

# 日本と朝鮮分断国家との「国交正常化交渉史」

## 歴史認識の問題を中心として

吉澤文寿

朝鮮の分断——「国交正常化交渉史」を語る前に

朝鮮人韓国人と意識していわねばならず分断の民

この短歌は兪順凡（日本名、川野順）という在日朝鮮人歌人が一九九〇年に詠んだものである（川野順『狂いたる磁石盤』新幹社、一九九三年、三三三頁）。兪順凡は一九一五年に朝鮮の慶尚北道に生まれ、一九二九年に公立普通学校を卒業、一九三三年に福岡の叔父を頼って渡日し、音楽家を志して職を転々としているうちに一九三七年にハンセン病を発病、一九三九年に身延深敬園分院に入院、以後の人生をハンセン病療養施設で過ごした。彼は一九四〇年から短歌に関わった。一九五〇年に失明した彼は数度の断絶を繰り返しながら、歌を詠み続けた。兪順凡の短歌のテーマはハン

セン病者である自分であり、同時に朝鮮民族である自分であった。そして、先の歌を詠んだ一九九〇年の一二月に、彼は七五年の生涯を終えた。

一九四五年八月に日本が敗戦。それは日本の植民地支配から朝鮮が解放されたことを意味した。兪順凡は一九四二年に鹿児島にある国立星塚敬愛園に転園し、そこで朝鮮の解放を迎えた。しかし、ハンセン病を患っていた彼が朝鮮に帰ることはかなわなかった。彼の「祖国」である朝鮮は日本軍の武装解除のために進駐した米ソ両軍によって分割占領されたのである。もし、日本政府がいち早く降伏を決断していたら、そもそも日本が朝鮮を植民地にしていなかったら、このような事態がありえただろうか。敗戦国ドイツでは本土が東西に分割された。一方、日本は本州では

なく、朝鮮が分割された。

解放後、朝鮮半島内外で抗日活動を続けてきた独立運動家たちは建国活動に参加し、南北統一政府の樹立をめざした。しかし、米ソ対立が深まるなか、統一政府樹立のための米ソ共同委員会が決裂すると、米国は朝鮮問題を国連にまわした。国連監視下で統一選挙を実施すれば、人口が多い南に有利な政府ができることが予想されたため、ソ連は国連臨時朝鮮委員会の入北を拒否した。こうして、南北で単独政府樹立への動きが加速され、一九四八年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国という分断国家が成立したのである。南北の体制は朝鮮戦争を経ていっそう確立していき、分断状況を固定化させていった。

本稿の課題はこのように分断された朝鮮と日本による「国交正常化交渉史」について、歴史認識の問題を中心に考察し、その問題点を指摘することである。そのうえで、日本と朝鮮との関係「正常化」へ向けた課題を提示したい。

#### 日韓国交正常化——「日韓方式」の原型

敗戦後の日本は米国の斡旋により、朝鮮分断国家の一方である韓国のみと国交正常化交渉に臨んだ。一九五一年一月の予備会談を経て、一九五二年二月から本会談が始まった日韓国交正常化交渉（日韓会談）は一九六五年六月に日韓基本条約及び諸協定の締結により終結した。これらの条約

及び諸協定は同年一二月に発効した（在日韓国人法的地位協定のみ一九六六年一月発効）。基本条約第三条には「大韓民国政府は、国際連合総合決議案第百九十五号（III）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」とあるように、日本は韓国だけを朝鮮半島における合法政府と認めた。ただし、この条文は韓国政府が南半部において国連による正式な手続を経て樹立されたと規定しているに過ぎず、北半部について不問に付している。しかし、当時の日本は朝鮮民主主義人民共和国との国交を正常化する意図を持たなかった。そのような意味で、日韓国交正常化は日米韓関係を基軸とする東アジアにおける反共陣営を強化する役割を果たした。

ところで、日韓会談は日本と朝鮮との間における諸懸案を解決した上で国交正常化を実現させることを目指した。日朝間の諸懸案を解決するために、基本関係、財産請求権、漁業、在日朝鮮人の法的地位などを話し合うための小委員会がそれぞれ構成された。これらの諸問題のうち、漁業問題を除く全ての議題が日本の朝鮮侵略及び植民地支配に関連するものであった。したがって、これらの諸懸案を解決するには歴史認識をめぐる対話と合意が不可欠であった。しかし、日韓会談における歴史認識をめぐる対話は困難をきわめた。

基本関係については一九一〇年八月の韓国併合以前に日

朝間で締結された条約及び協定の無効を確認する条項が問題となった。すなわち、これは日本による大韓帝国「併合」が国際法の原則から外れた不法な手続によるものであり、日本の朝鮮支配が軍事力を動員した強制占領であつたとする条項であつた。このような主張はこの時点ではじめて現れたものではなく、韓国併合以前から朝鮮人の抗日運動において、くりかえし表明されてきたものである。

一九五二年二月からの第一次会談の際、韓国側から基本条約案にこの条項を挿入することが提案された。日本側は「本条項がなくても、日韓併合条約が今なお効力がある」と考へる日本人はただの一人もいないだろうが、ただ本条項があることで、日本国民の心理面に不必要な刺激を与える虞がある」という理由で削除するように主張した。しかし、韓国側は「むしろこの条項を挿入することで日本国民の感情を刺激するというなら、それは今なお日本人が過去に帝国主義的侵略行為の過誤を清算できなかったという事実を立証するものだ。日本国民はこの条項を毅然と受諾することで大いに悟つて、真正な民主日本の再出発を宣言することになる。韓国側は韓日関係を規定する基本条約にこの条項を挿入することは韓国民の民族感情に沿つた基本方針である」と反論した（韓国政府外務部政務局『韓日会談略記』一九五五年、四七八頁）。その後、日本側は「日韓併合条約の将来における無効を規定すること」を提議した。すなわ

ち、日本側は日本の朝鮮植民地支配が終わつた時点で韓国併合条約は無効になつたと主張したのである。しかし、韓国側は「韓日併合条約」に関する規定については終始一貫して、併合条約が日本の侵略的な不法行為であり、「当初からの無効」を確認しなければならない」という主張を曲げなかつた（同、四九五〇頁）。

以上のような議論の末、基本条約第二条は「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定はもはや無効であることが確認される」となつた。ここでいう「もはや無効」の部分が英文では「are already null and void」と表現された。この条文について、日本側は「もはや」を強調して「併合条約は大韓民国が独立したときに効力を失ない併合以前の諸条約、協定はそれぞれの所定の条約の成就又は併合条約の発効とともに失効した」と説明した（外務省『日韓諸条約について』一九六五年二月、四頁）。一方、韓国側は「null and void」を強調して「無効」という用語自体が別段の表現が付帯しない限り原則的に「当初から」効力が発生しないのであり、「もはや」と強調している以上、遡及して無効」であると説明した（大韓民国政府『韓・日会談合意事項（仮調印の内容解説）』一九六五年五月、一一頁）。

また、財産請求権問題についても歴史認識をめぐる主張が対立した。ここでいう「請求権」とは、一九五一年九月

に締結された対日平和条約第四条に規定されたものを指す。法的にいえば、この「請求権」という用語には「賠償」「補償」といった概念が含まれていない。つまり、日本と朝鮮との間で討議されるべき「請求権」の性格と内容については両国間の交渉に委ねられていた。逆にいうと、条約起草者である米国と英国は、本来であれば植民地支配責任に直接関わる第四条の「請求権」について、特定の意見を示すことができなかつたのである。

韓国側は一九五二年二月に八項目にわたる「韓日間財産及び請求権協定要綱」を提出した。主な請求内容は古書籍、美術品、骨董品、その他国宝地図原版などの文化財、朝鮮銀行を通じて持ち出された地金銀、さらに郵便貯金、有価証券、国債、公債、給与未払金、恩給、保険金などの供託金、戦争に徴用されて死亡・負傷した者に対する補

償金などであった。ただし、全体的に言えば、韓国側の対日請求権は「日本を懲罰するための報復の賦課ではなくて、犠牲の恢復のための公正な権利の理性的要求」(大韓民国外務部政務局『対日賠償要求調査』一九五四年、二頁)だったといえる。

しかし、日本側は同年三月に「財産請求権の処理に関する協定基本要綱」を提出し、いわゆる在朝日本人私有財産の返還を要求したのである。在朝日本人財産については米軍政府が接収した後、一九四八年九月に米韓間で締結された「米韓間財産及び財政に関する最初協定」によって韓国政府に移譲されていた。先述の対日平和条約第四条b項ではこのような手続による「日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する」とある。したがって、日本政府は米国の行為によって処理され、日本が対日平和条約でその処

「……わたしが関心をもった最大の理由は、歓喜天およびそれに対応するシャクティ・ガナパティが、宗教の世界ではタブーとされがちな「性」の問題に深くかかわっていることだった。そしてその問題提起はいまなお有効であるといっているように思う。」(まえがきより)

象頭の男女女神が抱き合った姿の双身歓喜天とそのルーツであるインドの大衆神ガネーシャ。

# 歓喜天とガネーシャ神

この神様たちの福の神という側面や性力信仰との結び付きなどの特異な神話の世界を解き明かす。

長谷川明著

一六〇〇円十税 [発行所] 青弓社

一〇一〇〇六一 東京都千代田区三崎町三三三四  
電話〇三三六五八五四八(代)  
http://seikyusha.co.jp

理を承認したはずの在朝日本人財産を韓国政府に請求したことになる。韓国側がこの請求権に抗議して、米国に對日平和条約の解釈を照会した結果、米國務省は日本が在朝日本人財産について「有効な請求権を主張することができない」とする書簡を日韓双方に送付した（前掲『韓日会談略記』三九一頁）。結局、日本はこの解釈を受け入れるかたちで、一九五七年一二月の日韓共同宣言を通じてこの請求権を撤回した。

對日請求権の具体的討議は一九六〇年一〇月から一九六二年三月まで行われた。韓国側があらためて請求項目を逐一説明し、日本側がそれにコメントする形式で討議は進行した。しかし、簡潔にいうと、日本側は郵便貯金、有価証券、国債、公債、給与未払金といった、植民地支配責任に直接関係のない「民事上の請求権」のうち、証明可能な請求のみを認め、他の主張を全て退けた。すなわち、日本側は植民地支配に起因する被害を全く認めなかったのである。

一例として、戦争による被徵用者の被害に對する補償金をめぐる討議について述べておきたい。一九六一年一二月一五日の一般請求権小委員会において、韓国側の金潤根委員は次のように説明した。「これは過去、日本に強制徵用された韓国人がその徵用により被った被害について補償を要求するものである。太平洋戦争を前後して多数

の韓国人が勞務者として、または軍人、軍属として日本に強制徵用された。我々が調査したところによると、太平洋戦争前後を通して、日本に強制徵用された韓国人は勞務者が六六七、六八四名、軍人、軍属が三六五、〇〇〇名で、その合計は一、〇三二、六八四名に達し、そのうち勞務者一九、六〇三名と軍人、軍属八三、〇〇〇名、合計一〇二、六〇三名が負傷または死亡した。わが国民は日本人とは異なり、ひたすら日本の戦争遂行のための犠牲として、強制徵用された点に照らして、死傷者に對する補償はもちろん、生存者に對してもその被害に對して補償を要求するものである」（大韓民国外務部政務局亞州課『第六次韓日会談（平和線・一般請求権・船舶）委員会会議録（二月三日現在）』、二二〇—二二一頁、傍点は筆者）。

これに對し、日本側の大蔵省理財局長の宮川新一郎委員は一九六二年二月八日の第一〇回会合で次のように答えた。「徵用者補償金に關しては、韓国側は生存者について、精神的苦痛に對する補償を請求しているが、当時の韓国人の法的地位が日本人であつたという点に照らして、日本人に支払われたことがない補償金は支払うことが出来ないと考ええる。しかし、死亡及び傷病者については当時の国内法によつて給与金が支払われるだろうが、未支払いのものがあれば、被徵用者未収金として整理されるので、そちらの項目で検討するのがよいと考えるのであり、したがって被

徴用者補償金という、独立した項目としては応じることが出来ない」(大韓民国外務部政務局『第六次韓日会談会議録(Ⅱ)』、一七四・五頁)。

つまり、韓国側はこの請求の根拠として、当時の朝鮮人が「日本人とは異なり、ひたすら日本の戦争遂行のための犠牲として、強制徴用された」点を強調したのである。しかし、日本側は当時の朝鮮人が「日本人であった」という理由で、日本人に支払われていない徴用者に対する補償金の支払いを拒否した。また、徴用された朝鮮人で死亡者及び傷病者については当時の国内法、つまり一九四一年一月に制定された国民徴用扶助規則などによって給付金を支払うとされた。このように、韓国側が「強制徴用」による朝鮮人の被害に対する補償を要求したのに対し、日本側は植民地統治下にあった当時の朝鮮人の状況を全く考慮せ

ず、当時の法律関係をそのまま適用し、「日本人であった」という理由だけで補償金の支払いを拒否したのである。しかも、旧軍人、軍属と同様に、「終戦後外国人になった」という理由で、「強制徴用」による死亡者及び傷病者は遺族援護法をはじめとする、戦後日本の援護法体系の対象から除外されたのである。

そして、一九六二年三月から日韓会談は対日請求権の具体的討議が十分尽くされないまま、対韓経済協力の金額をめぐる折衝へと移行した。その結果、一九六二年末の大平・金鍾泌会談の結果、無償三億ドル、有償二億ドルを主要内容とする対韓経済協力の実施によって、対日請求権問題は、請求権および経済協力協定では前文に「日本国及び大韓民国は、両国及びその国民の財産並びに両国及びその国

【共】府川充男  
著 小池和夫

第一章 旧字体  
常用漢字の新旧字体対照表  
人名漢字の新旧字体対照表

JIS漢字の字体と旧JIS字  
体の対照表  
第二章 旧かなづかい

歴史的仮名遣・字音仮名遣  
第三章 用字・用語  
「資料 昭和初期の大新聞におけ

る漢字制限に伴う代用語  
〔附録〕パソコン・ユーザーのた  
めに「難読語索引」

# 旧字旧かな人門

再訂第二刷出来  
一三〇〇円十税

パソコン・ユーザー、俳句・短歌の創作者  
編集・校正者、そして漢検チャレンジャーの必携書

電話〇三三九四七・八二五  
一三三〇〇一三 東京都文京区本駒込一・三三二一四  
一三三九四七・八二五 フォックス〇三三九四七・八二五

柏書房  
URL: <http://www.kashiwashobo.co.jp>

民の間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した」とある。条文を読む限り、請求権問題の「解決」と経済協力との関係は直接示されていない。

対韓経済協力の性格について、日本政府は「日韓両国の親交関係を確立するとの見地に立って、わが国から韓国に対し同国の民生安定と経済発展に貢献するため」と説明した（前掲『日韓諸条約について』一五頁）。一方、韓国政府は対韓経済協力の供与が「われわれの「請求権」による正当なる権利行使であり、この目的を明示することを一貫して主張したため」、協定の名称が「韓日間の請求権問題の解決及び経済協力」となったと説明した（前掲『韓・日会談合意事項（仮調印の内容解説）』四五―五六頁）。つまり、日本側が対韓経済協力を「民生安定と経済発展に貢献するため」とするのに対し、韓国側は「請求権」による正当なる権利行使である」と説明したのである。

このように、韓国側が植民地支配の不法性、不当性を主張したのにたいし、日本側は植民地支配を合法、正当なものとして、当時の法律関係を適用して韓国側の主張に対応した。このような日韓間における歴史認識の差は他の問題にも影響を与えた。例えば、文化財について、韓国側が不法に持ち出したものを「返還」すべきだと主張していたのにたいし、日本側は「日韓両国間の文化協力の増進」のた

めに、朝鮮にあった文化財を「引き渡す」としたのである（前掲『日韓諸条約について』二二三頁）。また、植民地支配に起因して日本に生活基盤を持つことになった在日朝鮮人の法的地位については、「韓国籍」の者に限って、永住権の付与、強制退去事由適用の大幅緩和、国民健康保険への加入などが認められた。しかし、在日朝鮮人は「韓国籍」であれ、「朝鮮籍」であれ、強制退去の対象になりうる点で変わりなく、だいたいにおいて一般の外国人と変わらない法的地位に置かれ続けた。

#### 日朝国交正常化——再現された「日韓方式」

日韓国交正常化以後、日韓関係は対韓経済協力や貿易を基盤として緊密化の一途をたどった。一方、日本と朝鮮民主義人民共和国（以下、この節でとくに断らないかぎり「朝鮮」とする）との関係は米中和解に象徴される一九七〇年代前半のデタント状況において、双方の政治家や要人による盛んになった時期を除くと、細々とした関係が継続した。当然、日朝国交正常化交渉（日朝交渉）の機運は高まらず、その間日本の植民地支配責任の問題が放置され続けた。

変化がおこったのは冷戦が終結に近づいた一九八〇年代末であった。一九八八年に発足した韓国の盧泰愚政権は中国とソ連との関係を改善するための北方外交を展開する一方で、日米と朝鮮民主主義人民共和国との関係改善に

協力する姿勢を示した。また、中国の仲介で同年一二月に北京で米朝参事官級会談が行われるなど、東アジアの冷戦構造が流動化した（高崎宗司『検証 日朝交渉』平凡社新書、二〇〇五年、二〇一頁）。一九九一年九月には南北朝鮮が国連へ同時加盟することになった。

このような状況をうけて、一九九〇年九月に平壤で自民党・社会党・朝鮮労働党による「三党共同宣言」が発表された。その第一項には「三党は、過去に日本が三六六間に朝鮮人民に大きな不幸と災難をおよぼした事実と戦後四五年間に朝鮮人民にこうむらせた損失について、朝鮮民主主義人民共和国にたいし公式的に謝罪し、十分補償すべきであると認める」とある。日韓会談において日本政府は植民地支配について明確に謝罪したことがなかった。しかし、この宣言では朝鮮労働党側の主張をふまえ、三六六間の植

民地支配及び戦後四五五年間に被った損失について、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国に謝罪すべきであるとするものであった。

そして、同年一月から一二月にかけて予備会談が行われ、第一議題「日朝国交正常化に関する基本問題」（朝鮮植民地支配への謝罪の問題）、第二議題「日朝国交正常化に伴う経済的諸問題」（賠償・財産請求権の問題）、第三議題「日朝国交正常化に関連する国際問題」（核査察問題）、第四議題「その他双方が関心を有する問題」（在日朝鮮人の法的地位、日本人配偶者問題など）が確定した（前掲『検証 日朝交渉』、三七頁）。以上のような経緯で、ようやく一九九一年一月三〇日より日朝交渉第一次会合が開かれた。以下、日朝交渉における議論について、とくに歴史認識の問題に関係する第一議題と第二議題を中心に整理してみたい。ただ、一次資料に

## 元赤軍戦士、全国指名手配、逃亡十五年

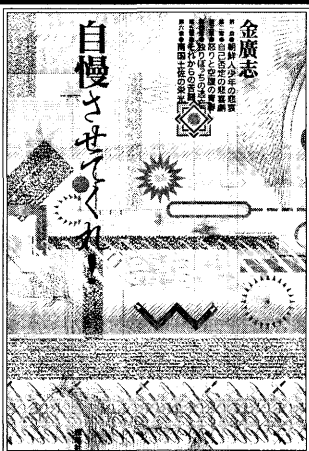
朝鮮人で中卒の元赤軍戦士が、開成、麻布、灘、ラ・サール……、教え子を栄光に導いた。

# 金廣志—自慢させてくれ!

「南国土佐が俺を男にしてくれたぜよ!」カリスマ塾長の魂の自叙伝!!

四六判二百八十八頁  
定価 一、二〇〇円十税

発行所 源草社  
東京都千代田区神田神保町一三三北井ビル三階  
電話〇三五一五一一六三九 フォクス〇三五一五一一七三九  
http://www.gensoha.co.jp e-mail: gensoha@tokyo.emul.ne.jp



金廣志

元赤軍戦士  
開成、麻布、灘、ラ・サール……  
教え子を栄光に導いた

自慢させてくれ



よつて日朝交渉の会議内容が確認できないので、概括的な整理にならざるをえない。

日朝交渉は一九九一年一月から一九九二年八月までに八次にわたつて断続的に継続した。いわば「原則的立場の衝突」の第一期である。

一九九一年一月から行われた第一次会合の冒頭、朝鮮側の首席代表である田仁徹外務次官は「一九一〇年の韓日合併条約をはじめ、日本が旧朝鮮と調印したあらゆる条約や協定が不法かつ無効であつたと宣言すべきだ」と切り出した。また、「補償の形式については、交戦国間の賠償形態と財産請求権を、ともに適用すべきだ」とした。なぜなら、「過去の朝日関係は歴史的にも法的にも植民地と宗主国という関係だけでなく、(朝鮮を)侵略した日本と、それと戦つた朝鮮人民との交戦関係として一貫しているから」である。請求権については日本側の請求権主張をきびしく牽制した。最後に、戦後四五年の被害と損失について、田仁徹は(一)南北分断、(二)朝鮮戦争における対米協力、(三)朝鮮戦争後の朝日関係改善の不実施、(四)当然払うべき補償の利息について、それぞれ日本に責任があると述べた(『朝日新聞』一九九一年一月三一日付、東京一四版、以下とくにならない限り同紙の記事を引用)。

一方、日本政府は第一次会合に臨むにあつて、「日本による植民統治の三十六年間にについては請求権問題として

誠実に対応するが、戦後四十五年間の『償い』には応じられない」とする基本方針をまとめていた(一九九一年一月二六日付)。すなわち、日本政府は先の「三党共同宣言」に拘束されないという立場を打ち出した。これをふまえて、第一回会合で日本側首席代表の中平立日朝交渉担当大使は会合の冒頭で「請求権問題は未解決と認識している。(しかし、一著者註)日本と北朝鮮は戦争状態になつた。したがつて賠償、補償を行うことはとうてい受け入れられない」と述べた(同月三〇日付夕刊、東京四版)。また、第二次会合(一九九一年三月)で中平は「日韓併合条約、その他の条約、協定は合法的に締結、実施された」と述べた。

このように、朝鮮側は韓国併合の国際法的に不法であり、日朝関係が「交戦関係」であつたと主張した。そのうえで、植民地期については賠償と財産請求権による補償を要求するとともに、解放後についても朝鮮人民に被害と損害を与えた責任が日本にあると主張した。これにたいして、日本側は韓国併合の合法性を主張するとともに、日朝関係が「交戦関係」であつたという主張を認めなかつた。また、植民地期については請求権のみを討議対象とし、敗戦後の日朝関係に対する「償い」の要求には一切応じないと主張した。このように、日朝交渉は歴史認識をめぐつて冒頭から激しく対立したのである。

以後、日本側は「請求権に基づく補償要求は、被害の事

実關係を裏づける客観的資料が必要」(一九九一年九月二日付)との見解を示すなど、植民地支配に対する「謝罪」を除いて、日韓会談と全く同様の交渉姿勢を示した。これに対して、朝鮮側も「過去、日本が朝鮮人民に加えた行爲は到底正当化できない。国際法と国際慣行に従って補償問題の解決に真しに取り組むことを求める」とした上で、「我々はあなたがたが強い人的被害について、すべて知っている」と確信している。あなたがたが資料を全部提出してこそ、我々としても過去日本当局が残した資料に基づいて得た資料を出し、ともに協議することができると反論した(同年一月一九日付夕刊)。このように、この時期の日朝交渉は日朝双方が原則的立場を強く主張し、容易に接近しなかった。また、日本側がしばしば核査察問題や「李恩恵」問題を持ち出すと、朝鮮側はこれらに強く反発した。結局、

一九九二年一月の第八次会合で日本側が「李恩恵」問題を提起したことに反発した朝鮮側は交渉の継続を拒否した。こうして、第一期の日朝交渉は終了した。

日朝交渉は約七年半の中断期を経て、二〇〇〇年四月から再開された。この間、朝鮮民主主義人民共和国の核開発、ミサイル、日本人拉致問題が取りざたされ、日朝交渉を進める状況にならなかった。しかし、一九九八年に発足した韓国の金大中政権や米国のクリントン政権が対朝關係改善に乗り出すと、日朝關係改善の機運も高まった。二〇〇〇年四月から一〇月までに第九一一次会合が行われたが、この第二期は「原則的立場の調整」期である。ただし、「原則的立場の調整」を図ったのは日本側ではなく、朝鮮側であった。

第一部 ニューレフトの誕生／第二部 カウンターカルチャーと理論的実践／第三部 生成変化化する「マルチチュード」

「二〇世紀唯一の世界革命」一九六八年に至る、六〇年代日本の政治的／思想的／文化的パラダイム・シフトと

# 革命的な あまりに革命的な 「1968年の革命」試論

その現在性を克明に描き出す渾身の長篇評論！

桂秀実著 三二〇〇円十税

【発行】作品社 一〇二二〇〇二 東京都千代田区飯田橋一七四  
電話〇三三二六二九七五三・ファクス〇三三二六二九七五七

に対する謝罪と「過去に対する人的、物的損失に対し、被害者が十分納得するよう補償」することに重点をおいた（二〇〇年四月六日付）。ここには日朝関係を「交戦関係」と規定したり、解放後における日本の責任を問う主張が含まれていない。一方、日本側は請求権問題を経済協力で「解決」した「日韓方式」を、はじめて朝鮮側に提示した（同年八月二五日付）。この提案に対して、朝鮮側は「謝罪と補償」を要求する姿勢に変化がなかったといわれている。

そして、二〇〇二年九月に平壤で日朝首脳会談が行われ、日朝平壤宣言が発表された。日本の植民地支配について規定した平壤宣言第二項ではまず、「日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した」とある。しかし、その一方で、日本が朝鮮民主主義人民共和国に対して「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施される」ことが約束され、「国交正常化を実現するにあたっては、一九四五年八月一日以前に生じた事由に基づき、両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」が確認された。

この条項のポイントは、第一に日本側が植民地支配による朝鮮人民の「損害と苦痛」を認めながら、補償を伴うべき「謝罪」という表現が巧妙に避けられていることである。第二に、日朝国交正常化後、一方ではなく日朝「双方が適当と考える期間」に、日本の対朝経済協力が実施されたとしたこと、そして、第三に日朝双方が有する「財産及び請求権を相互に放棄する」としたことである。つまり、この条項は「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」の一文を除くと、まさに「日韓方式」の再現なのである。今までの経緯からすると、まるで、日本側の主張に朝鮮側が全面的に譲歩したような合意内容である。

日朝首脳会談以後の日朝交渉を「第三期」とするならば、この時期は日本人拉致問題を中心に推移したといえる。しかし、同年一〇月に第一二次会合が行われた後、二〇〇四年五月に二度目の日朝首脳会談が行われたが、先に日本に帰国した日本人拉致被害者五名の家族の「帰国」が実現するにとどまった。日朝交渉は二〇〇五年八月現在、再開のめどが立っていない。

日朝関係の「正常化」のために——植民地支配責任と戦後責任以上論じてきたように、日本と朝鮮分断国家との「国交正常化交渉史」において、最も重要な議題は歴史認識の問題であり、植民地支配の清算問題である。この問題について

て、「謝罪」も「補償」もない「日韓方式」が日朝平壤宣言に盛り込まれた意味は重大であるといわざるをえない。仮に、「日韓方式」で日朝国交正常化が実現したとすると、日本は侵略戦争及び植民地支配による個人の被害にたいして、一銭の補償金を払わないことになる。このことは日本の「戦後」がアジア諸国に対する「不義」を貫徹させて終わることを意味する。

ところで、私は本稿のテーマである「正常化」という言葉にある種の違和感を抱いている。たしかに、一九六五年に日本と大韓民国との国交は正常化した。そして、現在、日本と朝鮮民主主義人民共和国との国交を正常化するために、日朝交渉が継続している。しかし、仮に日朝国交正常化が実現したとして、そのことで日本と朝鮮との関係が「正常化」したといえるのだろうか。このような問いを捨て去ることができない。

一九九一年三月一日、日朝交渉第二次会合で日本側の中平代表は「戦後の不正常な関係は、東西対立のもとでの厳しい朝鮮半島情勢と北朝鮮の政策による」として、解放後における日本の責任を否定した（一九九一年三月二日付）。しかし、事実は異なる。日本のポツダム宣言受諾の時期と米ソによる朝鮮半島の分割占領が無関係であったとはいえない。また、分断国家成立以後における日本の対朝鮮政策は一貫して韓国重視であった。敗戦後の日本は米国のアジ

ア戦略の下、一貫して東アジア反共陣営の一員として朝鮮民主主義人民共和国に対峙してきたのである。

日朝関係の「正常化」を実現させるには日本が朝鮮人被害者に対する補償を実行することで、植民地支配責任を果たすことが重要である。そのためには、植民地支配の実態を明らかにするための公文書の公開と、被害実態を事実として確定するための検証が必要である。日本政府にはこれらの点において真摯な態度が望まれる。しかし、そればかりでは充分でない。なぜなら、朝鮮の分断状況を解消しないかぎり、日朝関係の「正常化」は実現できないからである。このような意味で、日朝交渉が朝鮮の分断状況を解消させる動きを促進するものでなければならぬと私は考える。

よしざわ・ふみとし 東京学芸大学講師。朝鮮近代史。